

令和2年(ワ)第4920号 損害賠償請求事件

原告 (閲覧制限) 外13名

被告 国

証拠説明書

令和2年 月 日

東京地方裁判所民事第50部合は係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 作 花 知 志

原告ら訴訟代理人弁護士 大 村 珠 代

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考	
甲 A 60 号証	法務省の HP の「親権者」 の頁	写 し (イン ター ネッ トの 法務 省の HPか ら印 刷し たもの)	2.12.23 (印刷年 月日)	法務省	法務省の HP の「親権者」 の頁の Q 3 の箇所には、「な お、親権は子どもの利益の ために行使することとされ ていますので、親権者であ っても、他方の親と子ども とを会わせたくないという 理由だけで子どもを連れて 転居するといったことをし てはいけません。ただし、 相手から身体的・精神的暴 力等の被害を受けるおそれ があるなど、子どもの最善 の利益に反する場合には、 このことは当てはまりませ ん。」と記載されているこ と。	